

三芳町食品等の放射性物質検査の手引き

入間郡三芳町 環境課 観光産業課

食品衛生法の規定に基づく

食品中の放射性物質に関する規制値



[放射性セシウムの基準値]

単位:Bq / kg

平成24年3月末まで	暫定規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類・穀類・肉・魚等	500



平成24年4月1日から	新基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳幼児食品	50

検査の実施について



Q なぜ、食品等の放射性物質検査を実施することになったのですか？

A 消費者庁により、食品等の放射性物質検査機器の貸与を受けました。住民の安心・安心の確保に向け、町内で消費される食品や飲料水等を検査することとしました。

Q 使用する検査機器は、何ですか？

A 株式会社日本医療器研究所「GDM-12」（スウェーデン王国 ガンマデータ・インストゥルメント社製）という機種で、「NaI (TI) シンチレーション検出器」です。

Q 検査料は、有料ですか？

A 検査は、すべて無料です。ただし、野菜など検体をみじん切りしたうえでビニール袋に密閉し、お持ちいただきます。検査終了後、検査に使用した検体や袋はすべてお持ち帰りいただくよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

Q 検査は誰が行うのですか？

A 三芳町の職員が行います。

対象者について

Q 町外の方は、測定を受けられないのですか？

A 町外にお住まいの方は、測定を受けられません。三芳町民の方が対象です。また、販売目的の食品等の検査は受付いたしません。

検査対象品目について

Q 食品であれば何でも可能ですか？

A 町内で消費する食品や水などが対象です。ただし、消費者庁の貸与の目的が「消費者の食品等の安全・安心の確保」のため、土壌や尿などは検査対象外です。検体は、原則1リットル以上をご用意いただきます。

Q スーパーなどお店で購入した食品は、検査の対象ですか？

A 検査対象となりますが、購入店舗、購入日時等の詳細を申請書に記載していただきます。

Q 新基準値に適応しているのですか？

A 厚生労働省により4月から施行された新基準値においては、一般食品100^μg/kg、牛乳・乳児用食品50^μg/kg、飲料水10^μg/kgとなっております。今回使用する機器はスクリーニング（基準値よりも確実に低いかどうかを判断する）検査を目的としております。

Q 冷凍食品は検査できますか？

A 冷凍食品は解凍して、できるだけ常温に近い状態でお持ちください。

予約受付について

Q 予約はどのように行えばいいですか？

A この検査は予約制です。電話及び環境課窓口で、検査日・時間の予約をお願いします。

Q FAXやメールでの予約はできませんか？

A FAXやメールでの予約はできません。ご連絡いただいた順に検査日と時間を予約受付し、事前に注意事項をご説明させていただきますので、窓口または電話の予約受付のみとさせていただきます。予約受付時間は、午前9時から午後5時（閉庁日は除く）

Q 検査予約できる曜日や時間はどうなっているのですか？

A 検査実施日は、原則、火曜日と木曜日（祭日の場合は翌日）です。なお、次の4区分で予約を受け付けます。ただし、機器の調整等により、時間が多少変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

区分	開始予定時刻 ~ 終了予定時刻
	10:30 ~ 11:30
	13:30 ~ 14:30
	14:30 ~ 15:30
	15:30 ~ 16:30

Q 1回につき、何種類の検体を予約できますか？

A 1人につき、1回1検体です。複数の検体の検査を希望される場合は、すでに申込んだ検体の検査が終了するまで、次回以降の予約はできません。より多くの住民の皆様へ測定を受けていただくため、ご了承ください。

Q 予約の申込みは、代理でも可能ですか？

A 申請者ご本人様、またはご家族等の方による予約をお願いします。

Q 予約に必要なものは何ですか？

A 予約時には特に必要なものはありませんが、検体を持ち込める日、検体の種類、氏名、住所、連絡先等をお聞きします。

Q 予約した日を変更できますか？

A 変更後の時間帯が空いていれば可能です。

Q 予約をした日にすぐ検査はできますか？

A 希望の時間帯が空いていれば可能ですが、申請者ご自身により、食品などの下処理をお願いします。

申請書について

Q 申請書はどこにありますか？

A 申請書は三芳町役場環境課窓口にあるほか、三芳町ホームページからダウンロードが可能です。

Q 申請書には、すべて記入しなければなりませんか？

A 原則すべてご記入ください。栽培（採取）・購入場所が未定の場合等については、わかる範囲でご記入ください。

検査について

Q 予約時や検査時に、身分証明書は必要ですか？

A 検査申請者は、町内にお住まいの方が対象となります。申請書には住所・連絡先等を記入していただきますが、自動車運転免許証など、住所が確認できるもの提示を求める場合がありますので、ご了承をお願いします。

Q 検体の量は1リットル以上とありますが、上限はありますか？

A 測定は1リットルの容器に詰め込んで行います。容器に隙間なく詰め込む方がより正確に測定できるため、1リットルより少し多めに必要となります。なお、測定では、可食部（例：貝の場合は「身」のみ）を測定しますので、可食部が1リットル以上になるようご注意ください。なお、飲料物は1リットルご用意ください。

Q 前日までに検体を持ち込んでもよいですか？

A 持ち込み日は検査日に設定しているので、預かることができません。

Q 持ち込みは代理人でも可能ですか？

A 原則、申込みされたご本人またはご家族の方をお願いいたします。

Q 泥つき野菜を、そのまま持ち込んでもよいですか？

A 検査する食品は、自宅で洗浄、みじん切り（細かく刻む）又はつぶす等の下処理を行い、ビニール袋等に入れてお持ちください。飲料物・水は、よく洗浄したボトルやペットボトルなどに入れて持参ください。当日、検査場所でこれらの作業は行えませんのでご注意ください。

Q 持ち込んだ検体は、返却されますか？

A 持ち込んだ検体や袋等は、検査後すべて必ずお持ち帰りください。

Q 検査中は、待たなければなりませんか？

A 検査時間は30分ほどかかります。検査終了後、検体をお返しするとともに検査結果を書面でお伝えしますので、お近くでお待ちください。

検査結果について

Q 検査結果は、どのように教えてもらえるのですか？

A 検査当日、検査場所で書面でお渡しいたします。

Q 定量下限値とはなんですか？

A 定量下限値とは分析科学用語で、「測定した結果が十分な信頼性を有する最小値」です。微量の物質を測定する場合、必ず誤差が生じます。このため、測定結果が定量下限値未満の場合、正確さを欠く数値ということになりますので、ご了承ください。

Q 結果の数値が、高い場合はどうすればよいですか？

A 測定値がスクリーニングレベル（基準値の1/2）以上の数値が検出された場合、別の検査機関で精密検査をおすすめします。

Q 検査済証明書や測定結果証明書などは、発行されますか？

A 専門の検査機関ではないため、検査済み証明書等は発行できません。あくまでも、検査申請者に測定結果をお渡しするだけとなります。

Q 測定結果は、公表されますか？

A この検査は、検査希望者の申請による自主検査であるため、原則公表はいたしません。

お問合せ

三芳町役場 電話 258-0019

環境課 環境対策係（内線216）

観光産業課 商工観光係（内線214）